

社会福祉法人 福祉楽団

I -2-1 定 款

第1章 総 則

(目的)

第1条

この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉実践が本人の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、その人が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(ロ) 児童養護施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人居宅介護等事業の経営

(ロ) 老人デイサービス事業の経営

(ハ) 老人短期入所事業の経営

(ニ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(ホ) 複合型サービス福祉事業の経営

(ヘ) 障害福祉サービス事業の経営

(ト) 一般相談支援事業の経営

(チ) 特定相談支援事業の経営

(リ) 障害児通所支援事業の経営

(ヌ) 障害児相談支援事業の経営

(ル) 子育て短期支援事業の経営

(ヲ) 児童家庭支援センターの経営

(ワ) 社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業の経営

(名称)

第2条

この法人は、社会福祉法人福祉楽団という。

(経営の原則)

第3条

この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目 6 番地 1 に置く。

- 2 前項のほか、従たる事務所を千葉県香取市沢 2 4 5 9 番 1 に置く。

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に、評議員 7 名以上 11 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、外部委員 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の設置、運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対して、評議員 1 人あたりの各年度の総額が 10 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 3 章 評議員会

(構成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(議長)

第 10 条 評議員会に議長を置く。

- 2 議長は、評議員会の決議によって評議員の中から 1 名選定する。
- 3 議長の任期は、評議員としての任期による。
- 4 議長は、評議員会の秩序を保持し、議事を整理し、評議員会の事務を統理する。

(権限)

第 11 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 12 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 13 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 14 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 16 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 15 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 4 章 役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）

第 16 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名以上 9 名以内
- (2) 監事 2 名
- 2 理事のうち 1 名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、3 名以内を常務理事とすることができる。
- 4 前項の常務理事をもって社会福祉法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。
- 5 この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第 17 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第 18 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 19 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 20 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 21 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 22 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 23 条

理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第 24 条

この法人は、社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 114 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる理事及び監事並びに会計監査人（理事及び監事並びに会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、同法第 113 条第 1 項の規定により免除することのできる額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(責任限定契約)

第 25 条

この法人は、社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 115 条第 1 項の規定により、同項に規定する非業務執行理事等との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づき限定される損害賠償責任額は同法第 113 条第 1 項第 2 号で定める最低責任限度額とする。

(職員)

第 26 条

この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置する施設の長、他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

（構成）

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- （1） この法人の業務執行の決定
- （2） 理事の職務の執行の監督
- （3） 理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第32条

この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 千葉県香取市岩部字前野 869 番地 60 所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺 2 階建 特別養護老人ホーム杜の家くりもと 1 棟 (2,703.66 平方メートル)
- (2) 千葉県香取市岩部字前野 869 番 60 所在の特別養護老人ホーム杜の家くりもと 敷地 (3,342.62 平方メートル)
- (3) 千葉県香取市岩部字コジヤ 917 番地 2、917 番地 5 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建 グループホーム杜の家くりもと 1 棟 (990.4 平方メートル) 及び、木造ルーフィングぶき平家建 保育所 1 棟 (58.97 平方メートル)
- (4) 千葉県香取市岩部字コジヤ 917 番 2 所在のグループホーム杜の家くりもと 敷地 (2,046.95 平方メートル)
- (5) 千葉県香取市岩部字コジヤ 917 番 5 所在のグループホーム杜の家くりもと 敷地 (302.81 平方メートル)
- (6) 埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根字下中通 567 番 1 所在の特別養護老人ホーム杜の家やしお 敷地 (4,600 平方メートル)
- (7) 埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根字下中通 583 番所在の特別養護老人ホーム杜の家やしお 敷地 (1,315 平方メートル)
- (8) 埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根字下中通 567 番地 1、583 番地所在の鉄骨造陸屋根 3 階建 特別養護老人ホーム杜の家やしお 1 棟 (5,319.49 平方メートル) 及び、鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 倉庫 1 棟 (36.50 平方メートル)
- (9) 千葉県香取市沢字野口 2459 番地 1 所在の鉄骨造ルーフィングぶき 2 階建 栗源協働支援センター 1 棟 (944.61 平方メートル) 及び、鉄骨造陸屋根平家建 倉庫 1 棟 (27.19 平方メートル)
- (10) 千葉県成田市下方字殿谷 685 番地 1、685 番地 2、685 番地 6、686 番地 1、成田市下方字蛭田 683 番地 1、683 番地 4、683 番地 5、671 番地 1、671 番地 2 所在の鉄骨造陸屋根 3 階建 特別養護老人ホーム杜の家なりた 1 棟 (4,641.95 平方メートル) 及び、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 特別養護老人ホーム杜の家なりた 1 棟 (632.35 平方メートル) 及び、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 炊事場 1 棟 (94.93 平方メートル) 及び、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 会議室 1 棟 (94.65 平方メートル) 及び、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 託児所 1 棟

- (70.56 平方メートル) 及び、鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
ゴミ置場 1 棟 (34.36 平方メートル)
- (11) 千葉県成田市下方字蛭田 671 番 1 所在の特別養護老人ホーム杜
の家なりた 敷地 (4,901.41 平方メートル)
- (12) 千葉県成田市下方字殿谷 685 番 1 所在の特別養護老人ホーム杜
の家なりた 敷地 (4,144.15 平方メートル)
- (13) 千葉県成田市下方字殿谷 685 番 6 所在の特別養護老人ホーム杜
の家なりた 敷地 (51.87 平方メートル)
- (14) 千葉県成田市下方字殿谷 685 番 14 所在の特別養護老人ホーム杜
の家なりた 敷地 (1,087 平方メートル)
- (15) 千葉県成田市下方字殿谷 685 番 15 所在の特別養護老人ホーム杜
の家なりた 敷地 (43 平方メートル)
- (16) 千葉県成田市下方字殿谷 686 番 1 所在の特別養護老人ホーム杜
の家なりた 敷地 (705.79 平方メートル)
- (17) 千葉県成田市下方字蛭田 633 番 1 所在の特別養護老人ホーム杜
の家なりた 敷地 (21 平方メートル)
- (18) 千葉県成田市下方字蛭田 671 番 29 所在の特別養護老人ホーム杜
の家なりた 敷地 (117 平方メートル)
- (19) 千葉県成田市下方字蛭田 684 番 4 所在の特別養護老人ホーム杜
の家なりた 敷地 (221 平方メートル)
- (20) 千葉県成田市下方字殿谷 685 番 10 所在の特別養護老人ホーム杜
の家なりた 敷地 (217 平方メートル)
- (21) 千葉県香取市沢字野口 2452 番地 1、2454 番地 1、2456 番地 3
所在の木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 栗源第一薪炭供給所 1
棟 (105.98 平方メートル) 及び、木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階
建 作業場 1 棟 (251.94 平方メートル) 及び、木造合金メッキ
鋼板ぶき 2 階建 店舗 1 棟 (26.48 平方メートル) 及び、木造
ビニール板ぶき平家建 便所 1 棟 (1.06 平方メートル)
- (22) 千葉県香取市沢字野口 2456 番地 4、2452 番地 1 所在の木造合金
メッキ鋼板ぶき平家建 栗源第一薪炭供給所 1 棟 (16.56 平方
メートル) 及び、木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 冷蔵倉庫 1
棟 (20.28 平方メートル)
- (23) 千葉県習志野市実籾本郷 627 番地 1、629 番地、630 番地、631
番地、632 番地 2、632 番地 3、658 番地 1、習志野市屋敷四丁目
634 番地 3 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 児童養護
施設実籾パークサイドハウス 1 棟 (705.25 平方メートル) 及
び、木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 養護所 1 棟 (274.82 平
方メートル) 及び、木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 養護所 1
棟 (274.82 平方メートル) 及び、木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階
建 養護所 1 棟 (273.37 平方メートル) 及び、木造合金メッキ

鋼板ぶき 2 階建 児童一時保護施設 1 棟 (273.37 平方メートル) 及び、木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 児童自立支援施設 1 棟 (115.33 平方メートル) 及び、木造鋼板ぶき平屋建 ゴミ置場 1 棟 (20.70 平方メートル)

- (24) 千葉県習志野市実籾本郷 629 番地、627 番地 1、658 番地 1 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 グループホーム実籾パークサイドテラス 1 棟 (1,148.94 平方メートル)
 - (25) 千葉県習志野市実籾本郷 615 番 12 所在の児童養護施設実籾パークサイドハウス 敷地 (7.63 平方メートル)
 - (26) 千葉県習志野市実籾本郷 627 番 1 所在の児童養護施設実籾パークサイドハウス 敷地 (1,300.66 平方メートル)
 - (27) 千葉県習志野市実籾本郷 629 番所在の児童養護施設実籾パークサイドハウス 敷地 (433.05 平方メートル)
 - (28) 千葉県習志野市実籾本郷 630 番所在の児童養護施設実籾パークサイドハウス 敷地 (287.60 平方メートル)
 - (29) 千葉県習志野市実籾本郷 631 番所在の児童養護施設実籾パークサイドハウス 敷地 (294.21 平方メートル)
 - (30) 千葉県習志野市実籾本郷 632 番 2 所在の児童養護施設実籾パークサイドハウス 敷地 (97.74 平方メートル)
 - (31) 千葉県習志野市実籾本郷 632 番 3 所在の児童養護施設実籾パークサイドハウス 敷地 (150.31 平方メートル)
 - (32) 千葉県習志野市実籾本郷 658 番 1 所在の児童養護施設実籾パークサイドハウス 敷地 (3,234.65 平方メートル)
 - (33) 千葉県習志野市屋敷四丁目 634 番 3 所在の児童養護施設実籾パークサイドハウス 敷地 (166.49 平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
 - 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第 41 条に掲げる公益を目的とする事業及び第 42 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
 - 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 33 条

基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、千葉県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、千葉県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて

行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

(資産の管理)

第 34 条

この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産で現金の場合については、理事会の決議を得て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条

この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条

この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第 2 条の 39 に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第38条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第39条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第40条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を受けなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第41条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 企業主導型保育事業
- (3) 配食サービス事業
- (4) 自家用有償旅客運送事業
- (5) 無料又は低額な料金で子どもの学習を支援する事業

- (6) 無料又は低額な料金で学生又は生徒に寄宿舍を提供し就学を支援する事業
 - (7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言を行う事業
 - (8) 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業
 - (9) 住宅確保要配慮者居住支援法人の運営事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 8 章 収益を目的とする事業

(種別)

第 42 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

(1) 不動産賃貸業

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 43 条 (収益の処分)

前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 13 条及び平成 14 年厚生労働省告示第 283 号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第 9 章 解散

(解散)

第 44 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 45 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 10 章 定款の変更

(定款の変更)

- 第 46 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、千葉県知事の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を千葉県知事に届け出なければならない。

第 11 章 公告の方法その他

(公告の方法)

- 第 47 条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報、新聞に掲載する方法により行う。

(施行細則)

- 第 48 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

- 附 則 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理 事 長 在田 正則
理 事 在田 恵美子
理 事 紀伊元 誠
理 事 八代 浩
理 事 菅井 武
理 事 平川 剛忍
監 事 平野 昇
監 事 菅谷 昇

- 変 更 2003 年 1 月 22 日変更認可申請、同年 2 月 3 日認可
2004 年 3 月 29 日変更認可申請、同年 4 月 12 日認可
2005 年 5 月 25 日変更認可申請、同年 6 月 30 日認可
2006 年 12 月 28 日変更認可申請、2007 年 1 月 16 日認可
2007 年 8 月 10 日変更認可申請、同年 9 月 14 日認可
2007 年 10 月 25 日変更認可申請、同年 10 月 31 日認可
2007 年 12 月 7 日変更認可申請、2008 年 9 月 30 日認可

2008 年 12 月 5 日變更届出

2010 年 5 月 6 日變更認可申請、2011 年 8 月 10 日認可

2011 年 11 月 28 日變更認可申請、同年 12 月 27 日認可

2012 年 6 月 1 日變更認可申請、同年 10 月 3 日認可

2012 年 11 月 12 日變更届出

2013 年 6 月 10 日變更届出

2014 年 9 月 8 日變更認可申請、2015 年 3 月 26 日認可

2016 年 8 月 1 日變更認可申請、同年 10 月 3 日認可

2016 年 11 月 21 日變更認可申請、同年 12 月 21 日認可

2017 年 1 月 11 日變更認可申請、同年 1 月 23 日認可、同年 4 月 1 日施行

2017 年 7 月 12 日變更認可申請、同年 7 月 18 日認可

2018 年 11 月 1 日變更届出

2018 年 11 月 2 日變更認可申請、同年 11 月 6 日認可

2019 年 7 月 9 日變更認可申請、同年 7 月 30 日認可

2019 年 12 月 25 日變更届出

2020 年 8 月 21 日變更認可申請、同年 8 月 26 日認可

2022 年 8 月 29 日變更認可申請、同年 9 月 7 日認可

2024 年 7 月 31 日變更認可申請、同年 11 月 26 日認可

2025 年 7 月 9 日變更認可申請、同年 8 月 14 日認可